

原告 榎田敦 被告 東京大学ほか

平成23年(ワ)第10874号

原告 榎田敦 被告 小宮山宏ほか

東京地裁民事部第26部 御中

原告陳述書(2)

原告 榎田敦

【本件名誉毀損事件における被告らの10項目の〈無理〉について】

本件名誉毀損事件は、東京大学前学長小宮山宏被告による談話「知の構造化で温暖化懐疑論に終止符を」(甲7-7)により引き起こされた。

彼はこの談話で、「行動する大学」を掲げ、「温暖化懐疑論が問題になっているのは日本だけ」と述べ、「言おうと思えば何でも言えるのです。まるでゲリラ戦ですよ。でもこういった議論はもう打ち止めにしたい」として、「私が代表を努めるIR3Sという、大学研究機関をネットワークした組織で、懐疑論に反論する本を5月(予定)に出版します」と宣言し、実際に書物『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)を発行・配布したのである。

つまり、この書物を東京大学IR3Sで発行することは、懐疑論を打ち止めにするために必要な手段だというのである。この「打ち止めにしたい」ということばの前にある「もう」ということばから彼の強い意志が推察できる。その強い意志のために、この書物の発行・配布にはいくつもの〈無理〉が重ねられた。

その〈無理〉の筆頭が、東京大学による原告を含む懐疑論者に対する人身攻撃、無理①である。東京大学は、この書物の前文左ページivにおいて、原告を筆頭に懐疑論者の氏名を並べ、その見開きの右ページvにはその懐疑論の「特徴」を9項目にまとめている。

東京大学は、懐疑論者にこの9項目の特徴を貼り付けるという人身攻撃により、懐疑論者の研究者としての社会的評価を貶め、その影響を受けた者を離反させようとしたのである。これは原告を囲む談話会の突然の中止などで成果を挙げている。

東京大学は、国立大学法人法で設立された法人であって、いわば準国家機関であるから、東京大学には言論の自由はない。したがって、業務としての学位授与以外の人物評価はできない。それなのに東京大学が人身攻撃をすることは〈無理〉、無理②である。

しかも、この9項目の特徴は真実ではない。特に、最後の9項目目の「三段論法の誤謬」という特徴の張り付けは〈無理〉を超えて「異常」である。そして、こともあろうに被告準備書面(3)および被告住の陳述書(乙9)で、その代表例を原告の議論18に当てはめてきた。

三段論法の誤謬をする者は科学者失格であるから、極めて悪質な人身攻撃である。

しかも、被告住はこの代表例において大前提、小前提、結論を示しておらず、三段論法での何をどのように間違えたのか説明できていない。つまり、東京大学は三段論法の間違いと偽って原告を人身攻撃したのである。これは第三の〈無理〉、無理③である。このような論理破綻があっても平気で主張する被告東京大学の現実は悲しい。

第四番目の〈無理〉は本質的である。準国家機関の東京大学が特定の学者・研究者の学説に対してその特徴を示してこれを批判することは、学問の自由に対する悪質な侵害であって、憲法第23条に違反する。この東京大学による学問の自由への攻撃は最大の〈無理〉、無理④である。

しかし、このような憲法違反をしても平気な法学部出身の現学長濱田被告を始めとして、東京大学関係者には開いた口が塞がらない。日本の学者の水準がこの程度では、憲法第23条(学問の自由)はすでに空文化の段階にあると言えよう。したがって、この学問の自由の回復が本件訴訟の第一の目的となった。

さらには、すでに述べたが準国家機関の東京大学には言論の自由はない。その東京大学が、この書物『地球温暖化懐疑論批判』において、学者・研究者の議論を36項目挙げて非難した。このことは、被告東京大学による憲法第23条(学問の自由)に対する攻撃であると同時に憲法第21条(表現の自由)に対する攻撃でもある。これが五番目の〈無理〉、無理⑤である。

ところで、東京大学の業務は、国立大学法人法第22条(業務の範囲)で定められている。この法律は、学者に対してその学説の特徴を示して批判し、また学説を具体的に示して非難するなどの事業を許可していない。この制限をあえて破る東京大学の行為は六番目の〈無理〉、無理⑥である。

この国立大学法人法違反は罰則付きの犯罪である。これまでの審問経過における被告東京大学の不誠実な対応を考えると、刑法第230条(名誉毀損)とは別に、この国立大学法人法22条違反(罰則40条4)を刑事告訴することについて検討が必要かも知れない。

このような憲法違反、国立大学法人法違反を持ち出すまでもなく、東京大学や気象学会という権威のある組織が個人の学説論争に介入してどちらが正しいという軍配を挙げべきではない。日本気象学会評議員会議(2009年3月13日)で、中島理事はその旨発言している(甲19、p523)。

これには、住被告も同調して、「組織としてそういう意志決定、価値観を伴うような決定をするのは問題があるので、個人でやるしかない」と述べている(同、p526)。

ところが、この住被告は、同時期に、東京大学IR3Sにおいて、書物『地球温暖化懐疑論批判』の発行の決定に参加した。被告住は「私は、IR3Sの組織である地球持続戦略研究イニシアティブ統括ディレクターとしてこのIR3Sの判断に同意しており、これについて意義はありません」と述べている(陳述書乙13)。

住被告のこのふたつの態度は矛盾している。気象学会評議員会議での発言は彼の真意であろうから、被告の東京大学という組織が被告住教授の主張を曲げさせた〈無理〉、無理⑦である。

八番目は、現学長濱田被告の〈無理〉である。書物『地球温暖化懐疑論批判』の存在を知った原告は濱田被告に4度手紙を書いた(甲11-1~4)。しかし、濱田被告には、前任者から引き継いだ〈無理〉を正常な形に戻すという気持ちはさらさらなく、原告には返事を一切しなかった。したがって訴訟となったが、ここで、濱田被告が誠意を示していればこの事件はなかったのである。これが八番目の〈無理〉、無理⑧である。

そして、この書物『地球温暖化懐疑論批判』を東京大学の出版物とするには、東京大学に所属する執筆者を必要とした。そのため、弱い立場の元大学院学生に経歴詐称させるという非常手段に出たのであった。東京大学は経歴詐称についてはきわめて厳しい大学であると認められている。その東京大学自身が経歴詐称という〈無理〉を堂々とやってのけたのである。これは九番目の〈無理〉、無理⑨である。

最後、十番目は、明日香被告の〈無理〉である。彼は「出版元に関しては、東京大学でなく、どこの出版社でもよかったです」と述べている(陳述書乙11)。ここで、東京大学ではなく民間出版社、たとえば東京大学出版会の出版物であれば、原告も別の出版社を探して、これに対抗する書物を出版したであろう。この場合は、東京大学を被告とする名誉毀損問題は存在しない。

また、これにより36項目の議論は言論の応酬となるから、これによる名誉毀損も存在しない。残るは9項目の特徴だけである。明日香被告が、このような違いが生ずることについて、一切考慮の外に置いたことが事件にしたのである。明日香被告の注意義務違反(または未必の故意)であって、十番目の〈無理〉、無理⑩である。

なお、被告東京大学は、書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行・配布するのに、国費292万円余を使用し、東京大学の配布ルートを使って、1万500部を配布した(乙12)。しかし、原告にはそのような力量は存在しない。学問は対等に議論すべきであるから、東京大学は両者に対して対等の討論の場としての出版物を提供すべきであった。

【結論】 本件名誉毀損事件は、小宮山被告が東京大学の権威を利用して温暖化懐疑論との「議論を打ち止めにする」ことを思いつき、「温暖化怪議論に終止符を」と題する談話(甲7-7)を発表して書物『地球温暖化懐疑論批判』の発行を予告したことにより始まる。

しかし、この東京大学の権威を利用するには、憲法や法令の違反を含む10項目の〈無理〉が必要となったが、小宮山被告の強い意志に賛同する濱田被告、住被告、明日香被告は、これらの〈無理〉をあえて重ねることになっても、予告された東京大学による書物『地球温暖化懐疑論批判』の発行・配布を強行し、本件名誉毀損事件としたのであった。

以上

原告 榎田敦 被告 東京大学ほか

平成23年(ワ)第10874号

原告 榎田敦 被告 小宮山宏ほか

東京地裁民事部第26部 御中

求釈明書(2)

原告 榎田敦

原告は、原告陳述書(2)において、本件被告らによる10項目の〈無理〉を述べたが、これら〈無理〉に関する証人尋問を簡潔におこなうため、先の求釈明において返答のなかった事項を含め、さらに釈明を求める。

第一. 被告小宮山に関する事項

1. 「知の構造化で温暖化懐疑論に終止符を」という退職間際の談話に関連して

- (1) この談話は、東京大学在任中になされたものか。それはいつ頃か。●この談話の日時について、陳述書(乙10)1.(1)において「退任後の談話」とあるが、この談話の中では「私が代表を務める I R 3 S」とある。どちらが正しいのか。
- (2) 温暖化懐疑論に終止符をとす、懐疑論と議論して、その決着をはかることではなく、この談話で述べているように、「こういった議論はもう打ち止めにしたい」ということか。●回答において「決着を図る」という意味について、同1.(2)において、「議論により決着を図るという意味」と答えたが、「議論」とは原告らの回答や反論を受け付けるということか。
- (3) 東京大学による本を発行すれば、その議論を打ち止めにできると考えたのか。どうしてか。●回答において「温暖化説の正当性を主張することは必要」としたが、東京大学の出版で「議論を打ち止めにできるという意図」はなかったとする。ではなぜ、その出版の目的について「こういった議論はもう打ち止めにしたい」としたのか。
- (4) この談話によれば、I R 3 S が懐疑論に反論する本(5月予定)を出版とある。しかし、5月に発行されたものは、明日香私的印刷物コメントVer.3.0である。これは小宮山被告の意図したものと違うのか。●次項と一緒にではなくこの項目に答えてください。

- (5) 東京大学の名前で発行した本件書物『地球温暖化懐疑論批判』は、小宮山被告の意図したものか。●回答は、(4)(5)合わせて「特に相違するものではない」とする。であれば、何故、5月のコメント3.0の発行で止めなかったのか。相違するものでなければ、改めて書物『地球温暖化懐疑論批判』の10月に発行をする必要はなかったのではないか。
- (7) コメントVer. 3.0では懐疑論を打ち止めにすることができないのか。また書物『地球温暖化懐疑論批判』ではそれが可能なのか。その違いは何か。●回答では、「東京大学IR3Sがこれを評価し、広く公開する意義がある」ことをその違いとしている。内容としては、コメントVer. 3.0と書物『地球温暖化懐疑論批判』の違いは、「東京大学」という文字の有無だけである。この有無による効果の違いがこの書物を追加発行した理由か。

2. 書物『地球温暖化懐疑論批判』発行の動機

- (2) 当時小宮山被告は「温暖化スキャンダルのうわさ」や「CO₂排出量取引の低迷」を知っていたか。●この点について、被告準備書面(6)では「いかなる事実を指しているのか分からない」とあった。これを原告は上申書で説明したと、被告準備書面(7)で答えがあったが、これらの事実を小宮山被告は「知っていた」としてよいのか。
- (3) これらスキャンダル(ヒマラヤ氷河問題など)やCO₂対策の失敗について、「何とかしなければ」と考えたのか。●この点について、小宮山被告陳述書(乙15)では、これらの事実を「受けてのものではありません」とある。では、これらスキャンダルや失敗以外に、「こういった議論はもう打ち止めに」(甲7-7)とする動機となったものはあるのか。例示されたい。
- (8) 懐疑論は少数であり、こういった議論を打ち止めにせず、放置してもよかったのではないか。●談話(甲7-7)に、放置できない理由は「ゲリラ戦」以外には書かれていない。
- (9) 何故、懐疑論を打ち止めにしなければいけないのか。

3. 明日香私的印刷物コメントVer. 2.4を基にするこの書物の出版を指示した責任

- (2) 東京大学の名前でこの明日香私的印刷物を発行すれば、どうして懐疑論を打ち止めにできるのか。明日香被告にまかせて、コメントVer. 2.4のままでもよかったのではないか。●当時のIR3Sの責任者として教えてください。
- (6) 小宮山被告は、懐疑論の特徴とするこの9項目をすべて真実と考えるか、真実ではないと考えるものはどれか。●当時のIR3Sの責任者であった者として教えてください。

5. 書物『地球温暖化懐疑論批判』の結語「最後に」(甲7、p73)の記述について

- (1) この書物の結語「最後に」には、「温暖化対策を遅らす(中略)足を引っ張っている」とか、「自己利益のためだけに(中略)ボディプロウのように効いている懐疑論」とかいう文句があるが、この意見に小宮山被告は賛成か。
- (2) このような文章を結語とする書物を東京大学の名前で出版することは東京大学の正当な業務と考えるか。●前東京大学学長として答えてください。

6. 「人為的CO₂による温暖化説」と原告の主張する「温暖化によるCO₂増加説」についての小宮山被告の科学的認識

- (4) 東京大学としての使命は、懐疑論に終止符を打ち、議論を打ち止めにすることではなく、懐疑論と科学的議論をする場を提供することである、とは考えなかった理由を問う。

7. 小宮山宏東京大学学長(当時)が原因で、東京大学の憲法違反それも第23条(学問の自由)違反が問題となったことについて、本人の感想を述べてください。

8. 追加する求釈明

- (1) 談話(甲7-7)において、「温暖化懐疑論が問題になっているのは日本だけ」とあるが、これは真実か。では何故、そのような発言をしたのか。

第二 被告明日香寿川に関係する事項

3. 「コメントVer. 3.0」作成の経緯

- (3) これらの特徴を、懐疑論者に貼り付けることについて、それが名誉毀損問題になるとは考えなかったか。
- (4) 名誉毀損事件では、批判する内容は少なくとも真実でなければならない。たとえば第9項目の三段論法の誤謬について、これが真実であると考えたか。
- (5) 東大事件被告準備書面(3)および(5)について、被告代理人は三段論法にはいろいろあり、本件は代表例でというような典型的三段論法の問題ではないと述べたが、明日香被告は学者として、そのような弁明が正しいと考えるか。
- (6) 「コメントVer. 3.0」は、談話にあるように5月に発行されたが、これで温暖化懐疑論との議論を打ち止めにすることができたのか。●「議論を打ち止めにしたい」との小宮山談話(甲7-7)との関係で、この印刷物の編集・発行責任者として答えてください。

5. 書物『地球温暖化懐疑論批判』の結語「最後に」(甲7、p73)の記述について

- (1) この書物の結語「最後に」には、「温暖化対策を遅らす(中略)足を引っ張っている」とか、「自己利益のためだけに(中略)ボディプロウのように効いている懐疑論」とかいう文句があるが、この意見に小宮山被告は賛成か。
- (2) このような文章を結語とする書物を東京大学の名前で出版することは東京大学の正当な業務と考えるか。●前東京大学学長として答えてください。

6. 「人為的CO₂による温暖化説」と原告の主張する「温暖化によるCO₂増加説」についての小宮山被告の科学的認識

- (4) 東京大学としての使命は、懐疑論に終止符を打ち、議論を打ち止めにすることではなく、懐疑論と科学的議論をする場を提供することである、とは考えなかった理由を問う。

7. 小宮山宏東京大学学長(当時)が原因で、東京大学の憲法違反それも第23条(学問の自由)違反が問題となったことについて、本人の感想を述べてください。

8. 追加する求釈明

- (1) 談話(甲7-7)において、「温暖化懐疑論が問題になっているのは日本だけ」とあるが、これは真実か。では何故、そのような発言をしたのか。

第二 被告明日香寿川に関係する事項

3. 「コメントVer. 3.0」作成の経緯

- (3) これらの特徴を、懐疑論者に貼り付けることについて、それが名誉毀損問題になるとは考えなかったか。
- (4) 名誉毀損事件では、批判する内容は少なくとも真実でなければならない。たとえば第9項目の三段論法の誤謬について、これが真実であると考えたか。
- (5) 東大事件被告準備書面(3)および(5)について、被告代理人は三段論法にはいろいろあり、本件は代表例でというような典型的三段論法の問題ではないと述べたが、明日香被告は学者として、そのような弁明が正しいと考えるか。
- (6) 「コメントVer. 3.0」は、談話にあるように5月に発行されたが、これで温暖化懐疑論との議論を打ち止めにすることができたのか。●「議論を打ち止めにしたい」との小宮山談話(甲7-7)との関係で、この印刷物の編集・発行責任者として答えてください。

4. 「コメントVer. 3.0」を東京大学の書物にするために原稿として譲渡した経緯

- (2) 私的印刷物であれば言論の応酬として多少の名誉毀損は許されるとしても、東京大学の出版物になる場合、名誉棄損として許される原稿かどうかについて、原稿を提供する者には注意する義務がある。明日香被告はこの点を考えなかったのか
- (3) 前述した9項目の特徴の張り付けは本件名誉棄損の代表例であるが、これに加えて、書物『地球温暖化懐疑論批判』の『最後に』の記述において、小宮山等事件訴状p4に示したように名誉毀損となる不適切な文章が存在する。

このような記述の存在は、この書物の編集代表者として注意義務違反となるのではないか。

5. 追加する求釈明

- (1) 書物『地球温暖化懐疑論批判』の出版にあたって、小宮山談話(7-7)の存在を知っていたか。または、小宮山IR3S代表が、この出版の意図について「こういった議論はもう打ち止めにしたい」と言っていたことを聞いていたか。
- (2) 議論26、明日香陳述書(乙8)4(2)(p2)、9項目の特徴④「定性的」について
定性的な反論により否定されるような定量的研究は研究に値しない。これは自然科学研究のイロハである。原告に貼り付けた特徴④は真実ではない。
原告の議論に貼り付けた特徴④を真実と考えるならば、釈明されたい。
- (3) 議論31、明日香陳述書(乙8)4(3)(p2)、9項目の特徴⑦「時間的スケール」について
明日香被告は、原告の議論について「数万年後に起こるとされている氷河期の到来を念頭に置く」と断定して、これにより原告を時間的スケールを取り違えていると難ずる。原告は近々起こるかも知れない寒冷化を論じたことはあるが、数万年先を論じたことはない。相手が言ってもいないことを勝手に断定して、相手を難ずるという手法は、経済学ではあるかも知れないが、自然科学ではこのような討論は通用しない。
原告の議論に貼り付けた特徴⑦を真実と考えるならば、釈明されたい。
- (4) なお、明日香陳述書(乙8)に存在する特徴①「誤解」、特徴⑧「温暖化対策」については、原告には関係がないので、省略する。

第三 被告濱田純一に関する事項

1. 書物『地球温暖化懐疑論批判』出版の経緯

- (5) 東京大学に言論の自由がないことを知っているとしたら、書物『地球温暖化懐疑論批判』において東京大学が他者の36項目の議論を論評したことについて弁明された

い。

- (6) 東京大学は国立大学法人法第22条によって業務の範囲が決められ、その中に他者の議論を論評する業務は存在しない。それにもかかわらず、東京大学が懐疑論者の議論を36項目にわたって論評し、また懐疑論者のその議論に9項目の特徴を貼り付けた書物『地球温暖化懐疑論批判』を出版したことを弁明されたい。
- (7) 東京大学は国立大学法人法によって設立された法人であって、国家機関に準ずる法人である。したがって、他者の学問について論評を加えることは、学問の自由に違反することになる。弁明されたい。

3. 東京大学 I R 3 S 機構長および監督者東京大学の学長としての不誠実について

- (1) 本件では、濱田被告は、原告からの4通の手紙を受け取っている。しかし、一切これに返事をしなかった。その結果、事件となったのであるが、何故、原告からの手紙に誠実に返答しなかったのか。

その理由を4通の手紙についてそれぞれ明示されたい。

- (2) 濱田被告は、この書物で原告らに対して科学者としての名誉を毀損したことに何の反省もないのか。
- (3) 原告らは、この書物の発行により科学者としての名誉を傷つけられ、原告らの世間への影響力を殺がれたことについて、原状回復を求めて濱田被告との話し合いで解決しようとした。しかし、濱田被告はこれに一切応じなかった。何故か。

第四 被告住明正に関する事項

本件は、小宮山被告の談話(甲7-7)によって、地球温暖化懐疑論との議論を打ち止めにすることを目的にして、気象学会や東京大学の権威が利用された事件である。

これを示す証拠がある(甲19 日本気象学会第35期第1回評議員会議事概要 日本気象学会誌『天気』(2009年7月)56巻7号)

1. 本件の本質と住被告の立場について ●各項目ごとに、一問一答されたい

- (1) p526左下から9行において、小池評議員の発言「私も地元の本やに行ったらほとんどが温暖化は間違いだという本だった。(中略)個人が対応しても、ああいう本は出てくる。日本の場合は、こういう問題では学会とか東大とか権威が大事だと思う」とある。

つまり、温暖化懐疑論に対抗するため、気象学会や東京大学の権威を利用しよう

という意見で、これは小宮山談話(甲7-7)と同じ趣旨と考えてよいか。

- (2) この評議員会議では、藤谷理事長代理が、まず「地球温暖化問題」について発言し(p519)、新野理事長が「今後積極的に提言」と答えた(p523)。これに対して、中島理事は「例えば、温暖化でも市場でいろいろな先生が正しいとか、間違っているとか議論をやっている。そこへ気象学会が、温暖化の議論はこちらが正しい、という軍配を上げることをするのもいかなものかと思う」と述べた(p523)。これに対して、三上理事は「個々の研究者の孤軍奮闘ではどうしようもないところがあると思う」と反対した(p525)。 住被告は、この議論をどのように考えたか。
- (3) 住被告の立場は、次の発言により明確であるように思われる。「例えば、温暖化に関する懐疑論に関しても、明日香(寿川)さんたちの非常によくまとめたホームページが存在するので、印刷してもっと配布しようと考えている。しかし、組織としてそういう意志決定、価値観に伴うような決定をするのは問題があるので、個人がやるしかない」と発言している(p526)。この発言の気持ちは今も変わらないか。
- (4) この住被告の発言に反対したのは、上記小池評議員の発言である。三上理事や小池評議員のような考え方をする気象学者は多いのか。
- (5) この評議員会は2009年3月で、明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」の発行は同年5月だから、時期的に一致している。住被告はこの東大での経験の話をしたのか。
- (6) つまり、住被告は、この明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」を東京大学の発行とするのは問題があるとの認識だったのか。
- (7) 東京大学でも気象学会評議員会と同じような議論があって、東京大学の名前による書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行(10月)することになったのか

2. 追加する求釈明

- (1) I R 3 Sにおいて、コメント3.0 または書物『地球温暖化懐疑論批判』を5月に発行すると決めたのはいつか。
- (2) I R 3 Sにおいて、書物『地球温暖化懐疑論批判』を追加的に10月に発行すると決めたのはいつか。
- (3) 住被告は、その陳述書(乙9)において、9項目の特徴の内、8項目について詳細に弁解している。このことから、被告住はこの8項目の特徴の作成作業に具体的にかかわった、と考えられる。

もしも、この作成作業にかかわっていないのであれば、何故、当事者ならばするような詳細な弁解をするのか。その結果、この陳述書(乙9)は住被告の憶測に基づくものということになり、陳述書としての証拠性に疑いが生ずる。

かかわった著者たちには懐疑論者に貼り付けた9項目の特徴について真実性を証明する責任があるのだから、その著者たちに弁解をまかせればよいのではないか。

という意見で、これは小宮山談話(甲7-7)と同じ趣旨と考えてよいか。

- (2) この評議員会議では、藤谷理事長代理が、まず「地球温暖化問題」について発言し(p519)、新野理事長が「今後積極的に提言」と答えた(p523)。これに対して、中島理事は「例えば、温暖化でも市場でいろいろな先生が正しいとか、間違っているとか議論をやっている。そこへ気象学会が、温暖化の議論はこちらが正しい、という軍配を上げることをするのもいかなものかと思う」と述べた(p523)。これに対して、三上理事は「個々の研究者の孤軍奮闘ではどうしようもないところがあると思う」と反対した(p525)。 住被告は、この議論をどのように考えたか。
- (3) 住被告の立場は、次の発言により明確であるように思われる。「例えば、温暖化に関する懐疑論に関しても、明日香(寿川)さんたちの非常によくまとめたホームページが存在するので、印刷してもっと配布しようと考えている。しかし、組織としてそういう意志決定、価値観に伴うような決定をするのは問題があるので、個人がやるしかない」と発言している(p526)。この発言の気持ちは今も変わらないか。
- (4) この住被告の発言に反対したのは、上記小池評議員の発言である。三上理事や小池評議員のような考え方をする気象学者は多いのか。
- (5) この評議員会は2009年3月で、明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」の発行は同年5月だから、時期的に一致している。住被告はこの東大での経験の話をしたのか。
- (6) つまり、住被告は、この明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」を東京大学の発行とするのは問題があるとの認識だったのか。
- (7) 東京大学でも気象学会評議員会と同じような議論があって、東京大学の名前による書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行(10月)することになったのか

2. 追加する求釈明

- (1) I R 3 Sにおいて、コメント3.0 または書物『地球温暖化懐疑論批判』を5月に発行すると決めたのはいつか。
- (2) I R 3 Sにおいて、書物『地球温暖化懐疑論批判』を追加的に10月に発行すると決めたのはいつか。
- (3) 住被告は、その陳述書(乙9)において、9項目の特徴の内、8項目について詳細に弁解している。このことから、被告住はこの8項目の特徴の作成作業に具体的にかかわった、と考えられる。

もしも、この作成作業にかかわっていないのであれば、何故、当事者ならばそのような詳細な弁解をするのか。その結果、この陳述書(乙9)は住被告の憶測に基づくものということになり、陳述書としての証拠性に疑いが生ずる。

かかわった著者たちには懐疑論者に貼り付けた9項目の特徴について真実性を証明する責任があるのだから、その著者たちに弁解をまかせればよいのではないか。

ところが、主たる著者が名乗りを挙げることを固辞したので、9項目の特徴の内、明日香被告が担当したと思われる4項目(明日香陳述書 乙8)を除く5項目については、真実性を証明する者がいないことになり、被告東京大学の主張は一挙に破綻する。そこで、住被告の代役登場となったのであろうか。

- (4) もしも、この作成作業に住被告はがかわっていたのであれば、何故、この書物『地球温暖化懐疑論批判』の著者として、名前を明らかにしないのか。この場合山本氏の記名は必要がなく、経歴詐称問題という〈無理〉⑨(原告陳述書 甲20)は生じないのだが。

- (5) 議論14、住陳述書(乙9)3(1)(p2)、9項目の特徴①「誤解」について

住被告は、原告の論理を「誤解・曲解」と難ずるが、図6(甲7、p32)で気温がCO₂に先行する。原因はかならず結果に先行することから、気温が原因でCO₂が結果と判断した。これが、何故誤解あるいは曲解なのか。

また、図7(甲7、p33)において、水温の年増分とCO₂の年増分を比較して、気温がCO₂濃度に先行することから、気温が原因でCO₂濃度は結果と追認した。

このふたつの図からは、CO₂濃度が原因で気温が結果と逆の結論をする訳にはいかない。事実、このふたつの図について、「CO₂温暖化説」の立場からの説明は一切存在しない。つまり、原告に貼り付けた特徴①は真実ではない。

特徴①が真実であれば、釈明されたい。

- (6) 議論26、住陳述書(乙9)3(2)(p2)、9項目の特徴②「考慮」について

住被告は水蒸気の効果は十分に考慮していると主張するが、「雲による吸収の効果を含めて80~90%」と固定して考え、気温変化による効果については十分には検討されていない。つまり、CO₂の変化が300~400ppmであるのに比べて、水蒸気は気温に応じて6000~42000ppmと大きく変化し、固定されてはいない。温暖化効果については水蒸気の大きな変化により影響されることになり、CO₂の効果はこれに隠されることになる。被告住による批判は当たらず、原告に貼り付けた特徴②は真実ではない。

特徴②が真実であれば、釈明されたい。

- (7) 議論17、住陳述書(乙9)3(4)(p3)、9項目の特徴④「定性的」について

定性的な反論により否定されるような定量的研究は研究に値しない。これは自然科学研究のイロハである。原告に貼り付けた特徴④は真実ではない。

特徴④が真実であれば、釈明されたい。

- (8) 議論14、住陳述書(乙9)3(7)(p5)、9項目の特徴⑦「時間的」について

図7(甲7 p33)における原告らの研究は1970年から2004年までの35年間の研究である。これをエルニーニョ(ほぼ4年周期)の研究と断じて、「時間的スケールを取り違えている」と主張する。このような批判は一方的な思い込みによる批判で、自然科

学研究とは相入れない。原告に貼り付けた特徴⑦は真実ではない。

特徴⑦が真実であれば、釈明されたい。

- (9) 議論18、住陳述書(乙9)3(8)(p5)、9項目の特徴⑨「三段論法の誤謬」について

住被告は三段論法という論理学をご存じないらしく、「表現のすり替え」を、「論理のすり替え」として、これを「三段論法の誤謬」と思い込んでいるようである。

三段論法の誤謬とは、一見、大前提、小前提、結論のように見えて、論理として繋がらないことを言うから、原告の議論18について、この誤謬を指摘しない限り、「三段論法の誤謬」と難ずることはできない。

このように、原告に貼り付けた特徴⑨は真実ではなく、三段論法の誤謬は科学者失格を意味する以上、科学者に対する人身攻撃そのものである。この特徴⑨作成の主たる著者が住被告であるとすれば、被告住による名誉毀損罪は決定的である。

なお、原告の議論18(p42)には「表現のすり替え」も存在しない。それなのに、住被告は、原告の説を一方向的に解説し、これを「すり替え」て、特徴⑨として原告を難ずる。住被告は、自身の誤謬の上塗りをしている。

特徴⑨が真実であれば、釈明されたい。

- (10) なお、住陳述書(乙9)に存在する特徴③「少数」、特徴⑤「不確かさ」、特徴⑥「疑い」については、原告には関係がないので、省略する。

以上